事　業　報　告　書

（自　令和　7年　8月　1日　至　令和　8年　7月３１日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人　西田医院

①　□ 財団　■社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　呉市安浦町中央四丁目１番１１号

(3) 設立認可年月日　平成　8年　9月２０日

(4) 設立登記年月日　平成　8年１２月　9日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	西田祐乃	医療法人　西田医院　管理者
理　　事		
同		
同		
監　　事		

2　事業の概要

(1) 本来業務　　医療機関番号 3414010078

種　　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
診 療 所	医療法人　西田医院	呉市安浦町中央四丁目１番１１号	０床

(2) 附帯業務

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

(3) 収益業務

種　　類	実　施　場　所	備　　考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　7年　9月２６日　　令和　6年度決算の決定

令和　8年　4月　1日　　理事の選任の承認

令和　8年　7月２５日　　令和　8年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和　8年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名　医療法人　西田医院
所在地　呉市安浦町中央四丁目１番１１号

財　産　目　録

（令和　８年７月３１日現在）

１．資　産　額	5,397	千円
２．負　債　額	182	千円
３．純 資 産 額	5,215	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　　分	金　　額
Ａ 流 動 資 産	1,575
Ｂ 固 定 資 産	3,822
Ｃ 資 産 合 計　（Ａ＋Ｂ）	5,397
Ｄ 負 債 合 計	182
Ｅ 純　資　産　（Ｃ－Ｄ）	5,215

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

医療法人西田医院
呉市安浦町中央四丁目１番１１号

貸　借　対　照　表
（令和 ８年 ７月 ３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	1,575	**Ⅰ 流動負債**	182
Ⅱ 固定資産	3,822	**Ⅱ 固定負債**	
1 有形固定資産	3,507	負債合計	182
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	315	科　目	金　額
		Ⅰ 出資金	24,917
		Ⅱ 積立金	△ 19,702
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	5,215
資産合計	5,397	負債・純資産合計	5,397

医療法人西田医院
呉市安浦町中央四丁目１番１１号

損　益　計　算　書

（自　令和　７年　８月　１日　　至　令和　８年　７月　３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	3,910
２　事　業　費　用	17,881
本来業務事業損失	13,971
事　業　損　失	13,971
Ⅱ　事業外収益	1,967
Ⅲ　事業外費用	197
経　常　損　失	12,201
Ⅳ　特　別　利　益	
Ⅴ　特　別　損　失	0
税　引　前　当　期　純　損　失	12,201
法　人　税　等	187
当　期　純　損　失	12,388

法人名　医療法人　西田医院

所在地　広島県呉市安浦町中央四丁目１番１１号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			当法人理事、不動産の貸借	賃借料の支払い（注）１	100		

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　西田医院
理事長　　西田 祐乃 殿

私は、医療法人西田医院の令和７計年度（令和　７年８月１日から令和　８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年９月２６日
医療法人西田医院
監事